トップアスリート育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金(以下財団という。)は、トップアスリート育成助成金(以下、「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるため、この要綱を定める。

(助成の対象となる活動等)

- 第2条 この助成金による助成の対象となる活動(以下、「助成対象活動」という。)、助成の対象となる者(以下、「助成対象者」という。)及び助成の対象となる経費(以下、「助成対象経費」という。)並びに助成金の額は別記1(トップアスリート活動助成)から別記2(イノベーション導入助成)に定めるとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、助成対象者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、助成金を交付しない。
- 2 助成対象期間は、別に定める場合を除き、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(交付の申請)

- 第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「助成金交付申請者」という。)は、 あらかじめ助成金交付申請書を別に定めるところに従い、公益財団法人福岡県スポーツ 推進基金理事長(以下、「理事長」という。)に提出するものとする。
- 2 助成金交付申請者は、別記1は助成対象者とし、別記2は助成対象者またはその所属する団体とする。

(交付の決定)

- 第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、必要に 応じて財団が設置する審査委員会の議に付し、助成金を交付すべきと認めたときは、 助成金の交付を決定し、助成金交付申請者に助成金交付決定通知書を送付する。
- 2 理事長は、前項の場合において適正な交付を行うため、必要があるときは、助成金 の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定を することができる。
- 3 理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

- 第5条 前条第1項の助成金交付決定通知書を受領した者(以下、「助成決定者」という。)は、当該通知による助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成活動の遂行)

第6条 助成決定者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、 その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく 理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成金交付決定通知書を受領して 行われる助成対象活動(以下、「助成活動」という。)を行わなければならず、いやし くも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

- 第7条 助成決定者は、助成対象経費の配分額を変更しようとするとき、又は助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成活動変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。
 - (1) 第4条第1項の規定により認められた助成金の交付決定額に影響を及ぼさない 範囲内で、助成活動ごとの助成対象経費の20%以内の額を変更する場合
 - (2) 助成活動の目的及び能率に関係がない事業計画の細部を変更する場合
- 2 理事長は、前項の助成活動変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査 し適当であると認めたものについて、助成活動変更承認通知書を助成決定者に送付す るものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、助成活動変更承認申請に係る事項に つき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止)

第8条 助成決定者は、助成活動を中止しようとするときは、助成活動中止承認申請書 を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金受給資格の喪失)

第9条 助成決定者は、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに理事長 に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成活動遅延の報告)

第10条 助成決定者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第11条 理事長は必要があると認めるときは、助成決定者に対し、助成活動の遂行及び 収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。
- 2 別記1の助成決定者は、9月30日までの助成活動の遂行状況について、10月10日までに状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成活動等の遂行等の命令)

- 第12条 理事長は、助成決定者が提出する報告等により、その者の助成活動等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成活動等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 理事長は、助成決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成活 動等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 助成決定者は、助成活動を完了したとき(中止の承認を受けたときを含む。)は、 その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報 告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第14条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地 調査等を行い、その実績が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合 すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を助 成決定者に送付するものとする。
- 2 理事長は、助成決定者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超える助成金が交付されているときは、確定額を超える部分の助成金の返還を命ずることとする。

(助成金の支払)

第15条 理事長は、前条の規定に基づき交付すべき助成金の額を確定した後、助成決定

者に対して精算払いを行うものとする。ただし、必要があると認められる場合に限り、 助成金の一部につき概算払いをすることができる。

- 2 助成決定者は、助成金の精算払い又は概算払いを受けようとするときは、精算払(概算払)請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 別記2に係る概算払いは、原則として支払明細書上の支払い済み又は支払が確定している経費に係る助成金の支払いに限る。

(是正のための措置)

- 第16条 理事長は、第13条の報告を受けた場合において、その実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成活動等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成決定者に対して命ずることができる。
- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成活動等について準用する。

(交付の決定の取消等)

- 第17条 理事長は、第8条の規定による助成活動の中止の申請があった場合又は第9条 の規定による助成金受給資格の喪失の報告があった場合、及び次の各号に該当する場合は、第4条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 助成決定者が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 助成金の交付の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合
 - (3) 助成決定者が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
 - (4) 助成決定者が、助成活動等に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
 - (5) 助成決定者が、その他この要綱に違反した場合
 - (6) 助成決定者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又は スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基 本的な方針(平成31年3月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合
 - (7) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合
- 2 前項第1号から第7号の規定は、助成活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、交付決定取消通知 書により助成決定者に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合にお

- いて、助成活動等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、別記1の助成決定者に対しては、交付要綱第17条及び第18条に基づき、 助成活動の中止、助成金受給資格を喪失した月数(助成活動の中止、助成金受給資格 を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の返還は、助成決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既 にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 助成決定者は、第17条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成決定者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成 決定者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができ る。

(実施結果の活用)

- 第20条 助成決定者は、助成活動の完了後も助成活動の実施により得られた知見や経験 を活用し、競技力の向上に努めなければならない。

(財産の管理等)

第21条 別記2の助成決定者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」 という。)については、助成活動の完了後においても、善良な 管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らな ければならない。

(財産処分の制限)

第22条 別記2の助成決定者は、助成活動により取得し、又は効用が増加したと理事長

が認める財産を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を行った場合は、取得財産処分承認通知書により助成決定者 に通知するものとする。
- 3 第1項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の 財産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第1 5号)に定める期間を経過していないものとする。
- 4 理事長は、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(助成金の経理)

第23条 助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して 助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該 収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度か ら5年間保存しなければならない。

(助成活動等の公開等)

- 第24条 助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する 情報を公開するものとする。
- 2 理事長は、助成活動等により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開 示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることが できる。

(債権譲渡の禁止)

第25条 助成決定者は、第4条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は 一部を、理事長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

トップアスリート活動助成実施要項

(目的)

第1条 福岡県で活動する優秀なアスリートを称えるとともに、今後の競技活動を支援すること を目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下、トップアスリートという。)とする。
 - (1) 主に福岡県内で競技活動を継続していること
 - (2)公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技、または、公益財団 法人日本障がい者スポーツ協会定款第44条に定める日本パラリンピック委員会の加盟競技 団体が統括する競技のうちパリパラリンピック競技大会採用競技を除く競技の競技者であ ること
 - (3) 助成対象期間から遡って1年の間に加盟団体が指定する日本代表、日本代表候補、年代別 日本代表、年代別日本代表候補となっていること
- 2 助成対象期間に福岡県選手強化推進事業補助金トップアスリート育成強化事業(福岡県選手強化推進実行委員会)または世界に伍するジュニアアスリート事業(公益財団法人福岡県スポーツ協会)の補助又は助成を受けている者は除く。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、トップアスリートによる更なる競技力の向上を目指す活動と する。

(助成対象経費)

第4条 定めない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限500千円とする。ただし、助成対象期間を通じて助成対象活動を 実施できない場合は、活動した1月あたり上限40千円を支給する。

住 所氏 名

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 交付申請書

トップアスリート育成助成金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

- 1 申請額 円
 - 2 添付書類
 - (1)活動履歴書
 - (2) 令和○年度活動計画兼報告書
 - (3) 日本代表及び日本代表候補、又は年代別日本代表及び日本代表候補となったことを証するもの
 - (4) 誓約書

活動履歴書

氏名		
所属団体		
チーム名		
競技		
種目・階級等		
年代	社会人・大学生・高校生・中学生・小学生・その他()	
代表歴		
今年度の目標 (※非公開)	1.油点を切込む48 A 「今のよい88 体電を10A 2 体切を14 日本 「今ルフト	

※申請者は、助成金の交付決定を受けた場合、上記の非公開箇所を除く情報を財団ウェブサイトのアスリート/個人ページ(https://fukuokasports.org/athletes)に掲載するものとする。

令和○年度活動計画兼報告書 氏名:

氏名:							
	計画		実 績 ※計画からの変更点や結果を記載				
	練習 (日程(頻度)・内容・場所)	試合等 (日程・名称・場所)	練習 (日程(頻度)・内容・場所)	試合等【※公開情報】 (日程・名称・場所・結果)			
4 月							
5 月							
6 月							
7月							
8月							
9月							
10 月							
11 月							
12 月							
1 月							
2 月							
3 月							
	5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月	練習 (日程 (頻度)・內容・場所) 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	計画 練習 (日程 (頻度)・內容・場所) 試合等 (日程・名称・場所) 4月 5月 6月 6月 7月 8月 9月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 1月	実 ※計画からの変更。 練習 (日程 (頻度)・内容・場所) 試合等 練習 (日程 (頻度)・内容・場所) 4月 (日程 (頻度)・内容・場所) 6月 (日程 (頻度)・内容・場所) 7月 (日本 (列度)・内容・場所) 8月 (日本 (列度)・内容・場所) 9月 (日本 (列度)・内容・場所) 10月 (日本 (列度)・内容・場所) 11月 (日本 (列度)・内容・場所) 12月 (日本 (列度)・内容・場所) 11月 (日本 (列度)・内容・場所) 12月 (日本 (列度)・内容・場所) 12日 (日本 (列度)・内容・場所) 12日			

誓約書

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金理事長 殿

私は、令和 年度トップアスリート育成助成金 (トップアスリート活動助成) (以下、「助成金」という。) を受給するに当たり、以下の事項について誓約します。

- 1 活動計画書の記載内容に沿って、主に福岡県で競技活動を継続すること。
- 2 引退等により、助成対象期間を通じた助成対象活動の継続が見込まれなくなった場合など、助成対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに理事長に報告すること。
- 3 スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成31年3月文部科学大臣決定)の内容を理解し、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に従うこと。特に、アスリートとしての役割及び責務について規定した、世界アンチ・ドーピング規程第21.1項及び日本アンチ・ドーピング規程第24.1項の内容を理解し、これに従うとともに、居場所情報の提出義務を怠らないこと。
- 4 助成金の交付の決定が取り消された場合には、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならないことを認識し、理解していること。
- 5 受領した助成金の全部又は一部を返還する債務を負う場合には、当該返還債務及びこれに 附帯する一切の債務(加算金及び延滞金の支払債務を含みます。)につき、関係規程及び貴財 団理事長の処分に従うこと。
- 6 確定申告等の税務上の手続き等を必要に応じて適正に行うこと。
- 7 上記、記載内容のほか、助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他関係規程に基づく理事長の処分に従うこと。

以上

令和 年 月 日

住 所(居所)

氏 名(自署)

(申請者名) 殿

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 理事長

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 交付決定通知書

年 月 日付の交付申請について、トップアスリート育成助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

なお、この通知を受領した助成決定者は、本通知の受領日から起算して 10 日以内に活動履歴 書の記載事項を財団ウェブサイトのアスリート/個人ページ

(https://fukuokasports.org/athletes) に掲載するようお願いします。

記

交付額 円

住 所 氏 名

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 助成活動(変更/中止)承認申請書

年 月 日付福ス基第○号で交付決定通知があった助成活動について、トップアスリート育成助成金交付要綱第7条(第8条)の規定に基づき、下記のとおり(変更/中止)の承認を申請します。

- 1 変更 (変更/中止) の時期
- 2 変更 (変更/中止) の理由
- 3 変更の内容(※中止の場合は不要)

(申請者名) 殿

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 理事長

令和〇年度トップアスリート育成助成金 (トップアスリート活動助成) 助成活動 (変更/中止) 承認通知書

年 月 日付の助成活動(変更/中止)承認申請については、トップアスリート育成助成金交付要綱第7条(第8条)の規定に基づき、下記のとおり承認を通知します。

- 1 (変更/中止)内容 年 月 日付助成活動(変更/中止)承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の交付額(※変更の場合のみ)
- 3 助成活動を中止した助成決定者は、既に交付された助成金があるときは、その返還について、トップアスリート育成助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

住 所

氏 名

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 状況報告書

年 月 日付福ス基第○号で交付決定通知があった助成活動について、トップアスリート 育成助成金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、別添の令和○年度活動計画兼報告書のと おり遂行状況を報告します。

また、試合等の結果については、同要綱第24条の規定に基づき、当財団ウェブサイトのアスリート/個人ページ (https://fukuokasports.org/athletes) に公開します。

住 所

氏 名

令和〇年度トップアスリート育成助成金 (トップアスリート活動助成) 実績報告書

年 月 日付福ス基第○号で交付決定通知があった助成活動の完了について、トップアスリート育成助成金交付要綱第13条の規定に基づき、別添の令和○年度活動計画兼報告書のとおり実績を報告します。

また、試合等の結果については、同要綱第24条の規定に基づき、当財団ウェブサイトのアスリート/個人ページ (https://fukuokasports.org/athletes) に公開します。

福ス基第号年月日

(申請者名) 殿

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 理事長

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 交付額確定通知書

年 月 日付で交付決定を通知した助成活動については、 年 月 日付実 績報告書を審査した結果、助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合する と認められるので、トップアスリート育成助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下 記のとおり交付額の確定を通知します。

記

助成金確定額

円

住 所

氏 名

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 精算払(概算払)請求書

年 月 日付福ス基第○号で交付決定通知があった助成金について、トップ アスリート育成助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 円也

内訳:

交付決定額 円

概算払受領済額 円

今回請求額 円

残額 円

2 振込先

金融期間名	支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

(申請者名) 殿

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 理事長

令和〇年度トップアスリート育成助成金(トップアスリート活動助成) 交付決定取消通知書

年 月 日付福ス基第 号で交付決定を通知した助成活動については、トップアスリート育成助成金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

なお、交付決定の取り消しに伴い、助成金の返還等が生じる場合は、別途通知する 内容に従ってください。

- 1 交付決定を取り消した理由
- 2 返還が生じる助成金の既支払額